

開会の言葉

ハートバンド 代表 前田 敏章
(北海道交通事故被害者の会)

「犯罪被害者週間全国大会 2019」を開会致します。本年も、警察庁など関係機関、支援の団体・個人の皆さま、多数のご臨席のもと、開催できますことに、心より感謝申し上げます。

今年は、支援ネットワークのご協力をいただき、全国各地の支援センターに結集されている被害者グループの方にご案内致し、6都県から10名を超える方が、新たに参加されました。ハートバンドの輪が一層広がっていることをご報告致します。

ハートバンドは、北は北海道、南は九州・沖縄、全国19の被害者団体で構成されていますが、結成は、犯罪被害者等基本法が施行された、2005年であります。

毎年の大会案内チラシに載せている、風船を携えた写真がありますが、2005年11月に、「いのち、きぼう、未来～基本法制定記念全国大会」と大書した横断幕を先頭に、私は北海道から参加しましたが、それぞれの団体名を胸に掲げ、都内を行進しました。ようやく、被害者の尊厳と権利に光が当たる時代が来る、それまでの暗く閉ざされた孤立感から解放され、正に期待に胸を膨らませたその日の事は、決して忘れる事はありません。

それから15年です。基本法に基づく、政府の基本計画も、現在は「第3次」です。この8月には、4次計画に向けての意見聴取会も行われ、各団体とともに、ハートバンドとしても、基本の要望を致しました。

一例を挙げますが、

- ・加害者の賠償を国が立て替えて被害者に支払う、新たな補償制度を導入していただきたい。
 - ・被害者参加制度の更なる純化を図っていただきたい。
 - ・身近な自治体からの具体的支援が、全国どこでも受けられるよう、特化条例の制定を飛躍的に進めていただきたい。
- などであります。

この15年、基本法と計画に導かれ、関係機関の尽力を得て、確かな前進をみた一方で、残された、課題が未だ多いことも事実です。

刑事裁判における被害者参加制度は、私たちの尊厳と権利にとって、まさにドラスチックな前進でありました、しかし一方で、裁判員裁判制度との狭間で、重要な公判前整理手続きへの参加が難しいなど、大きな課題が残されています。

県や市町村が行うべき支援施策も、基本法5条には、地方公共団体は「国との適切な役割分担を踏まえて、施策を策定し実施する責務」があると明記されているにも拘わらず、犯罪被害に特化した条例は、約4割の道府県、2割の市区町村に留まっているというのが現状です。

改めて感じますのは、わが国に残る、被害者の権利や擁護の考え方の「遅れ」です。

一足飛びには変わりません。私たちには、厳しい道のりではありますが、被害の実相を伝える活動を続けなくてはなりません。

法律や制度の中に、そして一人一人の意識の中に、被害者理解を拡げ、被害者に優しい社会をつくること、それは被害者の尊厳と権利確立につながると同時に、犯罪行為を減らすことに直結することでもあります。

本日の大会の意義も、ここにあると思います。私たちは、全国から集う仲間と語り合い、生きる力を分かち合って、被害者が体現した、いのちの尊厳という視点から、社会正義が貫かれる世の中にするために、力を合わせたいと思います。

楽観も、そして悲観もしてはならないと思います。諸外国には遅れながらも、基本法という確固としたフレームが作られ、基本計画によって、例えば、「命の大切さを学ぶ教室」など、被害者理解教育が着実に進められるなど、社会の根底を変える取り組みが各分野で続けられています。

私たちは、ハートバンドの結成と基本法から15年という節目の本大会において、尊厳と権利確立、社会正義実現の速度を速めるために、交流・討議を行い、関係機関、団体、個人の方との連携を一層深めてまいりたいと思います。

皆さまのご協力を切にお願いして、開会の言葉に代えさせていただきます。よろしくご協力致します。